

令和 7 年 5 月 会 議

第 23 回 綾 瀬 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

綾 瀬 市 農 業 委 員 会

開 催 年 月 日 令和 7 年 5 月 27 日(火)

開 催 の 場 所 議会棟全員協議会室

出 席 委 員

議席番号 1 番	森 山 謙 治	議席番号 9 番	金 子 美登里
議席番号 2 番	比留川 賢 次	議席番号 10 番	橋 本 久 男
議席番号 3 番	笠 間 保 一	議席番号 11 番	大 塚 秀 一
議席番号 4 番	比留川 義 昭	議席番号 12 番	宇 野 政 信
議席番号 6 番	内 田 直 彌	議席番号 13 番	早 川 新 市
議席番号 7 番	早 川 晴 子	議席番号 14 番	古 塩 貞 夫
議席番号 8 番	木 村 寛		

欠 席 委 員

出 席 推 進 委 員

第 1 地区担当	山 田 英 毅		
第 2 地区担当	峯 山 健 吾	第 3 地区担当	志 澤 輝 彦

欠 席 推 進 委 員

傍 聴 人 0 名

提 出 し た 議 案

議案第 5 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 6 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 7 号	農用地利用集積等促進計画の決定について
議案第 8 号	引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
議案第 9 号	令和 6 年度綾瀬市農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他 事務の実施状況の公表案の承認について
報告第 2 号	専決処分について

議決事件及賛否の数 別紙記載のとおり

議 事 の 要 領 綾瀬市農業委員会会議規則による

採 決 の 要 領 綾瀬市農業委員会会議規則による

事務局職員出席者

事 務 局 長	中 西 忠 彦
次 長	鈴 木 武 志
主 幹	古 賀 治 美
主 査	小 室 洋 史
主 事	鈴 木 美 咲

9 時 00 分 開 会

○議長（古塩 貞夫君）《挨拶》

それではただいまから、令和 7 年 5 月の第 23 回綾瀬市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は、13 名、推進委員は 3 名でございます。定足数であります在任委員の過半数に達しておりますのでご報告いたします。

次に 3、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員につきましては、申し合わせによりまして私から指名をいたします。本日は、8 番木村委員、9 番金子委員のご両名にお願い申し上げます。

次に 4、会務の報告をいたします。事務局より報告願います。

○事務局（古賀主幹）それでは、皆様のお手元に配布してございます資料の確認をさせていただきますと思います。事前に配布させていただきました総会議案書、農地法第 5 条に係る資料 1、協議会資料のほか、本日皆様の机上に、諸般の報告、農政時報をお配りしておりますのでご確認をお願いいたします。諸般の状況報告及び今後の予定でございます。前回の総会日以降、本日の総会までの報告につきましては、後ほどお目通しいただきたいと存じます。今後の予定について申し上げます。5 月 29 日、綾瀬農用地域クリーン活動、綾瀬市内一円において、委員全員が出席される予定でございます。同 29 日、J A さがみ農業協同組合第 30 回通常総代会、茅ヶ崎市民文化会館において、会長が出席される予定でございます。6 月 3 日、第 27 回 J A さがみあやせ農業収穫祭実行委員会、J A さがみ綾瀬支店において会長が出席される予定でございます。19 日、審議案件現地調査、市内一円において、第 3 班の委員が出席される予定でございます。同日、令和 7 年 6 月第 24 回農業委員会総会議案打合せ、農業委員会事務局において、会長、職務代理が出席される予定でございます。26 日、令和 7 年 6 月第 24 回農業委員会総会、議会棟全員協議会室において委員全員が出席される予定でございます。

続きまして、会議の集計でございます。総会議案書の 5 ページをご覧ください。審議前に、当日総会分を申し上げます。法第 3 条許可申請 3 件 4,677 平方メートル、法第 5 条許可申請 1 件 1,592 平方メートル、農用地利用集積等促進計画決定 4 件 5,846 平方メートル、引き続き農業経営を行っている旨の証明 1 件 5,622 平方メートル、法第 3 条届出 1 件 1,531 平方メートル、法第 5 条届出 3 件 1,919 平方メートルでございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の報告が終わりました。ただ今より 5 の議事日程に入ります。本日の議事日程につきましては、総会議案書のとおりです。慎重かつ厳正なるご審議をい

ただきますよう、よろしくお願いいたします。また、会議の進行に当たりまして、特段のご協力を賜りますよう併せてお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）それでは、日程第1号、議案第5号、農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号2番について、議題といたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書6ページから7ページをご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号2番でございます。申請地は

■外3筆、地目畑、現況樹園地、地積合計2,949平方メートルでございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域・農用地外でございます。場所につきましては、7ページをご参照願います。申請理由は、農業経営の拡大を図るためとのことでございます。権利の種類は、所有権の移転でございます。譲受人は、伊勢原市において自作の樹園4,386平方メートル、綾瀬市において自作の樹園2,300平方メートルを耕作し農業経営を行っており、これらの農地全てが耕作されていることを確認済でございます。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター等を保有しており、農業従事者は、本人1名、従事日数は350日です。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しておりません。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第2班の代表の委員より報告を願います。 7番 早川 晴子委員

○7番（早川 晴子君）本件につきまして、5月20日第2班私のほか、比留川 義昭委員と内田委員、志澤推進委員、事務局3名の計7名で、現地調査をいたしました。なお、本日の審議案件につきましては、全て同日同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。現地はオリーブ畑になっておりまして、一部は耕うん状態になっておりまして。下草も刈ってあり、きれいな状態で管理されていまして。本件につきまして、第2班といたしましては、許可妥当と判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。 12番 宇野委員

○12番（宇野 政信君）この土地4筆あります。■以外の3筆については、オリーブが植わっていて今成長しているところです。■について、かつてはオリーブが植わっていたんですが、諸般の事情でそこはオリーブを抜いちゃった後で、今はちょっと草が生えている状況です。畑はそんな状況です。■さんが亡くなられて、農業後継者がいないそうです。譲渡人の■さんとしてはどうしようかということで、以前に話題が

上がったと思うんですが、■さんは、オリーブについて今非常に頑張ってもらっているということで、以前と同様、■さんがオリーブを継続して育てていく、面倒を見ていくということで今回の件に至ったそうです。先ほどの報告では本人1名でやるということですが、1名ではなかなか手が大変ということで、近所の人と一緒にお手伝いをお願いし今進めているということです。将来的には、ネット販売等しながら、やっていきたいということですが、いかんせんオリーブの本数が多いです。1人2人で実をとるのはとても大変で、それをどうしていくかはちょっと課題だということでした。今回の案件については、そういうことで、一生懸命頑張っているということで、許可については妥当と考えました。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。

農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号2番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり許可されました。

それでは、同じく、農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号3番を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局（古賀主幹）総会議案書8ページから9ページをご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号3番でございます。申請地は■外1筆、地目畑、現況畑、地積合計1,077平方メートルでございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域・農用地外でございます。場所につきましては、9ページをご参照願います。申請理由は、農業経営の拡大を図るためとのことでございます。権利の種類は、所有権の移転でございます。譲受人は、自作の畑9,193平方メートル、田1,707平方メートル、利用集積による畑4,285平方メートル、田5,340平方メートルを耕作し農業経営を行っており、これらの農地全てが耕作されていることを確認済でございます。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター等を保有しており、農業従事者は、本人、母の2名で従事日数は280日です。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該

当しておりません。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第2班の代表の委員より報告をお願いします。 7番 早川 晴子委員

○7番（早川 晴子君）現地は、耕うん後の草が生えている状態です。草が生える時期ではないかなと思うので、管理されていると考えます。今回の許可申請は第2班として許可妥当と判断いたしました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。本件についての地域の担当委員は私でございますので、発言をさせていただきます。

○14番（古塩 貞夫君）現地は、■■■■さんの畑を囲むようにして譲渡人の畑があります。春からの雑草が少々出ていますけども、名義を変えることによって、今よりも良い状況になると思います。2、3年前からもう■■■■さんは農業をやれないような状況にあって、雑草が余りにも酷いので、■■■■さんが代わりに管理しているような状況が続いていたようでございます。ちゃんとした畑にはなっておりますので、この許可申請については特段問題ないと思います。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。

農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号3番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり許可されました。

それでは、同じく、農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号4番を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局（古賀主幹）総会議案書10ページ、11ページをご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号4番でございます申請地は■■■■■■■■■■、地目畑、現況畑、地積651平方メートルでございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域・農用地外でございます。場所につきましては、11ページをご参照願います。申請理由は、農業経営の拡大を図るためとのことでございます。権利の種類は、所有

権の移転でございます。譲受人は綾瀬市において、自作の畑 1,360 平方メートルを耕作し農業経営を行っており、耕作されていることを確認しております。農業従事状況につきましては、耕運機、防除機等を保有しており、農業従事者は、本人、妻の 2 名で、従事日数は 200 日でございます。従いまして、農地法第 3 条第 2 項の不許可要件には該当しておりません。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 2 班の代表の委員より報告をお願いします。 7 番 早川 晴子委員

○7 番（早川 晴子君）現地は、きちんとしており適正に管理されていました。今回の許可申請事案につきましては、第 2 班といたしましては、許可妥当と判断いたしました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。 3 番 笠間委員

○3 番（笠間 保一君）本件について地元委員として発言いたします。5 月 15 日譲受人と面会するとともに、現地を確認しました。現地の地目は畑ですが、竹やぶになっており、毎年、筍を採取しているとのことでした。譲渡人は高齢であり、管理が難しいことから、譲受人に譲渡したいということでした。譲受人は隣接している農地を有しており、一体的に管理するとのことでした。したがって、今回の許可申請事案につきまして、地元委員としては、許可妥当だと思います。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農地法第 3 条の規定による許可申請について、整理番号 4 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり許可されました。

次に、日程第 2 号、議案第 6 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 12 ページ、13 ページをご覧ください。農地法第 5 条の規定による許可申請について、整理番号 3 番でございます。申請人及び申請地は記載のと

おりです。申請地は綾瀬市■■■■■外1筆、地目畑、地積合計1,592平方メートルでございます。転用目的は貸駐車場及び貸資材置場、転用理由は事業拡大のためとのことでございます。権利の種類につきましては所有権の移転、農地の区分につきましては第3種農地でございます。場所につきましては、案内図をご参照願います。この転用に伴います工事の概要は、砂利敷しコンクリートブロック1段を設置しネットフェンスを設置します。近隣への防除対策といたしまして、隣地との境に、コンクリートブロック1段とネットフェンスを設置し境を明確化します。雨水は宅内浸透し、西側道路入口に鉄板を敷き、土や砂利が道路に出ないようにいたします。工期は許可日から50日間でございます。申請地は神奈川県で定めております転用許可基準による第3種農地に該当し、転用許可できる農地であります。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第2班の代表の委員より報告をお願いします。 7番 早川 晴子委員

○7番（早川 晴子君）現地は、耕うん状態であり、適正に管理されている農地です。許可申請地は第3種農地に該当し転用可能な農地であります。これらのことから、第2班として転用はやむを得ないと判断いたします。皆様のご審議よろしく願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この事案については申請人に参考人として出席を求めておりますが、本日急に体調不良ということで、出席できなくなりました。質問については書面で回答をいただいておりますので、事務局より代読させていただきます。事務局お願いします。

○事務局（小室主査）それでは代読いたします。今回の申請の代理人■■■■■氏の代読でございます。近隣農地及び住民に対しては、被害防除を図り、迷惑をかけないようにいたします。工事排水については、近隣農地に流れないようにいたします。土木工事は全て場内で行い、近隣農地の農作業や通行人に迷惑をかけないようにいたします。作業員は全員ヘルメットの着用を義務といたします。工事車両は、路上駐車禁止とし、通行人に迷惑をかけないようにいたします。工事車両は、法定速度等の道路交通法を遵守いたします。工事車両は、西側道路から入るものといたします。工事車両は、■■■■■の前面道路の通行を禁止とし、園児及び送迎車の安全に配慮いたします。必要に応じて警備員を配置し、近隣農地の農作業や通行人の安全に配慮いたします。■■■■■氏の資料としては以上でございます。こちらの申請でございますが、現在県と事前調整中であり県の審査会までには、不足資料の全て揃う予定です。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。資料の 1 として添付されておりますのでまた参考にしてください。

○議長（古塩 貞夫君）本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。 4 番 比留川 義昭委員

○4 番（比留川 義昭委員）地元委員として発言させていただきます。農地法第 5 条の規定による許可申請について、先ほど第 2 班の代表の方から報告がありましてとおり、耕うん状態にあり、許可申請について問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしく願います。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農地法第 5 条の規定による許可申請について、整理番号 3 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり許可相当とし、常設審議委員会へ報告することといたします。

それでは、日程第 3 号、議案第 7 号、農用地利用集積等促進計画の決定についてを議題といたします。

この農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理権を決定する際、必ず農地中間管理機構を経由することから、議事運営の効率化を図るため、農地中間管理機構に関する説明は省略し、同一の農地に関する計画については一括して審議をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

（「意義なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）それでは、一括して審議いたします。整理番号 29 番及び 30 番を審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 14 ページ、15 ページをご覧ください。農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 29 番及び 30 番でございます。農地中間管理権の設定をする者は記載のとおりでございます。賃借人の耕作面積は 1,195 平方メートル、設定する土地は [REDACTED] 外 1 筆、地目畑、地積合計 1,195 平方メートルでございます。権利の種類は、賃貸借権、存続期間は、令和 7 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日

までの３年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は平成 28 年、都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地で地域計画内でございます。場所につきましては、15 ページの案内図をご参照願います。賃貸人は、農業従事しておらず管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。賃借人の状況でございますが、利用集積による畑 1,195 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機等を保有しており、農業従事者は本人 1 名で、従事日数は 200 日でございます。以上により、農地中間管理事業の推進に関する法律の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 2 班の代表の委員より報告を願います。 7 番 早川 晴子委員

○7 番（早川 晴子君）現地の状況は、ビニールハウスが設置されていて、イチゴほか野菜苗を育てていて、外ではナス、カボチャ、スイカ、里芋、サツマイモ、ブルーベリー、トマトを栽培していました。2 棟のビニールハウス内には草が生えていて、屋根は破れていましたが、修繕予定とのことでした。第 2 班といたしましては利用集積の継続に問題は無いと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地確認をしていただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。 第 3 地区 志澤 推進委員

○第 3 地区（志澤 輝彦君）本日審議がなされます。農用地利用集積等促進計画の決定について、5 月 20 日、第 2 班の比留川委員、内田委員、早川委員、事務局 3 名に同行させていただき、現地調査を行ったことをご報告させていただきます。以後、全ての案件は、同日同メンバーで行いましたので割愛させていただきます。

現地の状況は、先ほど第 2 班の代表が述べられたとおり、ビニールハウスの中で、多肉植物やイチゴ等、外にはサツマイモ、スイカ等多種にわたって栽培されて、農地として適正に管理されておりました。推進委員といたしましては、利用集積について妥当であると考えます。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積等

促進計画の決定について、整理番号 29 番及び 30 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に同じく農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 31 番及び 32 番を審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書 16 ページ、17 ページをご覧ください。農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号 31 番及び 32 番でございます。農地中間管理権の設定をする者は記載のとおりでございます。借人の耕作面積は 14,880 平方メートル、設定する土地は[REDACTED]外 1 筆、地目畑、地積合計 1,728 平方メートルでございます。権利の種類は、使用貸借権、存続期間は、令和 7 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日までの 3 年間でございます。利用目的は露地野菜、設定初年は平成 22 年、都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地外で地域計画外でございます。場所につきましては、17 ページの案内図をご参照願います。貸人は、農業経営を行っておらず、管理が困難なことから、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。借人の状況でございますが、綾瀬市において利用集積の畑 2,607 平方メートル、厚木市、藤沢市で利用集積による畑 12,273 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農業従事状況につきましては、耕運機、トラクター等を保有しており、農業従事者は本人、妻の 2 名で、従事日数は 350 日でございます。以上により、農地中間管理事業の推進に関する法律の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第 2 班の代表の委員より報告を願います。 7 番 早川 晴子委員

○7 番（早川 晴子君）現地の状況は、ネギ、カボチャ、ハクサイ、タマネギ、レタスを栽培されていました。草が多少ありましたが、農地として適正に管理されています。第 2 班といたしましては、利用集積の継続に問題はないと判断いたしました。皆様のご審議よろしく願います。よろしくお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地確認をしていただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言願います。 第 3 地区 志澤 推進委員

○第3地区(志澤 輝彦君)現地の状況は、先ほど第2班の代表が述べられたとおり、タマネギ、ハクサイ、レタス等、草は生えておりましたが、農地として適正に管理されておりました。推進委員といたしましては、利用集積の継続が妥当であると考えます。皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

○議長(古塩 貞夫君)ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(古塩 貞夫君)意見なしと認めます。これより採決いたします。

農用地利用集積等促進計画の決定について、整理番号31番及び32番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長(古塩 貞夫君)ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4号、議案第8号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてを議題といたします。整理番号1番について審議いたします。事務局より説明願います。

○事務局(古賀主幹)総会議案書18ページ、19ページをご覧ください。引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、整理番号1番でございます。申請人は記載のとおりでございます。申請地は[REDACTED]外1筆、地目畑、地積合計5,622平方メートルでございます。内容といたしましては、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。引き続き農業経営を行っている期間は、令和4年5月26日から令和7年5月27日まで、相続開始年月日は、平成12年9月13日で、今回が8回目の証明願でございます。場所につきましては、19ページの案内図をご参照願います。申請人は73歳、耕運機、トラクター、防除機等を保有しており、農業従事者は、本人、妻、の2名で、従事日数は270日でございます。以上でございます。

○議長(古塩 貞夫君)事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認していただいている第2班の代表の委員が地域担当委員でもあります。併せて報告を願います。

7番 早川 晴子委員

○7番(早川 晴子君)現地調査代表者及び地元委員として報告いたします。地元委員としては5月14日、現地確認を行い申請人に面会してまいりました。現地はスイカ、タマネギ、

ナス、キュウリ、ジャガイモ、トウモロコシ、豆類、カボチャ、トマトなどを栽培し、空いている場所は耕うん状態でした。収穫した野菜は、屋敷内の門の内側で無人販売をしています。土日は息子さんが耕うんを手伝うなどをして、今後農業経営を行っていきたいとお話をされていました。第2班及び地元委員としては、申請者の農業の継続意思は確認できましたので、引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行に問題はないと判断いたします。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言願います。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、整理番号1番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、願出のとおり証明することに決定されました。

次に、日程第5号、議案第9号、令和6年度綾瀬市農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表案の承認についてを議題といたします。事務局より説明願います。

○事務局（古賀主幹）総会議案書20ページから25ページをご覧ください。提案理由につきましては、農林水産省経営局農地政策課長の通知に基づき令和6年度の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の案を作成いたしましたので、その承認を求めるものでございます。21ページをご覧ください。令和7年4月1日現在の農業委員会の状況につきましては、現在までの状況及び2020農林業センサス等による、市内耕地面積、農家数、農業者数、農業委員数等の状況のとおりでございます。次に22ページをご覧ください。「最適化活動の実施状況」について、でございます。最適化活動の成果目標及び活動目標にある、各項目の現状及び課題、並びに目標につきましては、令和6年3月に承認をいただいたところでございます。22ページ、1最適化活動の成果目標（1）農地の集積について、③の実績でございますが、個人の農業者だけでなく、企業への新規の利用集積もあり目標を達成することができました。（2）遊休農地の発生防止・解消について、23ページの③の実績でございますが、遊休農地の解消に向け、遊休農地所有者への働きかけを行い、遊休農地の解消を図り、目標を達成いたしました。④その他につきましては、1月に意向利用

調査を実施いたしました。（３）新規参入の促進について、24 ページの③の実績でございますが、若手農業者に農用地利用集積計画による権利移動を中心に行いましたが、新規就農者の条件に合う農地が少なかったことから、達成状況は未達となりました。２ 最適化活動の活動目標（１）推進委員等が最適化活動を行う日数目標（２）活動強化月間の設定について、②の実績でございますが、目標通り活動を実施いたしました。25 ページ（３）新規参入相談会への参加につきましては、５月にかながわ農業アカデミーが主催した令和６年度市町村合同新規参入就農相談会に１名参加し、かながわ農業アカデミーに在籍している学生や入学前の方から、果樹や有機農業での就農を希望する計４名の方から相談を受けました。最後になりますが、令和６年度の最適化活動の成果について、目標に対し、期待を上回る結果が得られたことは、日ごろの推進委員の活動による、農地の集約化及び若手農業者に対する利用集積に尽力されたことから、と考えております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。議案第９号、「令和６年度綾瀬市農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表案の承認について」、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は、承認することに決定されました。

次に、日程第６号、報告第２号、専決処分についてを、議題といたします。事務局長より報告願います。

○事務局長（中西事務局長）それでは、議案書の26 ページから27 ページをご覧ください。日程第６号報告第２号専決処分についてでございます。本件につきまして、農地法第３条の３第１項の規定による届出１件、農地法第５条第１項第６号の規定による届出３件がございました。綾瀬市農業委員会事務局の設置、組織等に関する規程第８条第１項第１号により、事務局長において専決処分をいたしましたので、同条第３項の規定によりご報告いたします。議案書の26 ページをご覧ください。相続により農地の権利を取得した場合、農地のある農業委員会にその旨、届け出なければならないと農地法により規定されているため、届出があったものでございます。届出人・届出地等は、それぞれ記載のとおりでござ

います。次に 27 ページをご覧ください。農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出 3 件でございます。転用の内容は整理番号 8 番は資材置場、整理番号 9 番は住宅敷地、整理番号 10 番は共同住宅で、地積合計 1,919 平方メートルでございます。専決処分に付した日付けは、記載のとおりでございます。以上、専決処分の報告といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（古塩 貞夫君）事務局長の報告が終わりました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これをもちまして、報告第 2 号専決処分についてを終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程のすべてを終了しました。

これをもちまして、令和 7 年 5 月第 23 回綾瀬市農業委員会総会を閉会といたします。

9 時 43 分 閉 会